

一般職の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月29日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

津幡町規則第29号

一般職の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与の支給に関する規則（昭和33年津幡町規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条の22の3第2項第2号中「育児休業をし」の次に「、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）により」を加える。

第6条の25第2号中「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条」を「学校教育法第1条」に改める。

第14条第7項第1号中「100分の83.5以上100分の135以下」を「100分の124以上100分の315以下」に改め、同項第2号中「100分の74以上100分の83.5未満」を「100分の112.5以上100分の124未満」に改め、同項第3号中「100分の64.5」を「100分の101」に改め、同項第4号中「100分の64.5未満」を「100分の92.5以下」に改め、同条第10項第1号中「100分の32.5超」を「100分の51.5以上」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の48」に改め、同項第3号中「100分の32.5未満」を「100分の46以下」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。